

# 守口市社会教育関係団体補助金

## 【守口市社会教育関係団体補助金とは】

守口市社会教育関係団体補助金は、市民の文化・芸術並びに体育・スポーツの振興及び発展に寄与するため、本市の社会教育関係団体が行う事業に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものです。

### (1) 申請方法 (年間スケジュール①)

次の書類を市民生活部生涯学習・スポーツ振興課へ提出してください。

1. 補助金交付申請書
2. 本年度の団体年間事業計画書 (様式は問いません)
3. 本年度の団体収支予算書 (様式は問いません)
4. 団体の規約又はそれに代わる書類 (様式は問いません)
5. 役員・会員名簿 (様式は問いません)

### (2) 請求 (年間スケジュール④)

補助金額の交付決定の通知を受けた団体は、次の書類を市民生活部生涯学習・スポーツ振興課へ提出してください。

1. 補助金交付請求書
2. 口座振替依頼書 (振込先が団体代表者でない場合のみ)

### (3) 助成対象経費及び交付額

次の表に掲げるものが補助金の交付の対象となる経費となります。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 講師謝礼等</li><li>2. 消耗品費</li><li>3. チラシ、ポスター、プログラム等の印刷製本費</li><li>4. 郵便料等</li><li>5. 会場使用料等 (舞台設備経費を含む)</li><li>6. 旅費 (研修等に係る交通費を含む)</li></ol> |
|--|

補助金の交付額は補助対象経費から、次に掲げる収入に係る額を差し引いて算定した金額 (その金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とします。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 出演、出品に係る参加料</li><li>2. 作品展、公演、講演会等の入場料</li><li>3. 企業等からの協賛金</li><li>4. チラシ、ポスター、プログラム等による広告収入</li></ol> |
|--|

### (4) 事業実績報告 (年間スケジュール⑤)

交付を受けた団体は、補助金の交付決定を受けた事業が完了後、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して 30日以内に、次の書類を市民生活部生涯学習・スポーツ振興課へ提出してください。

1. 事業実績報告書
2. 対象事業決算書
3. 領収書等の写し

### (5) 当該年度年間事業報告 (年間スケジュール⑦)

事業実績報告 (年間スケジュール⑤) の際に提出いただく報告書とは別に、年間の活動実績についての報告書が必要となりますので、次の書類を市民生活部生涯学習・スポーツ振興課へ提出してください。

1. 団体年間事業報告書 (様式は問いません)
2. 当該年度の年間収支決算書 (様式は問いません)